

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	中国人人名の日本語表記とその読みについて
Author(s)	荒見, 泰史
Citation	広島大学留学生教育 , 26 : 57 - 72
Issue Date	2022-09-30
DOI	
Self DOI	10.15027/53189
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00053189
Right	
Relation	



中国人人名の日本語表記とその読みについて

荒見泰史

Japanese Names of Chinese People and Their Readings

Hiroshi Arami

There have been many discussions about Japanese writing and reading Chinese personal names, names of places names, and other names. Based on these discussions, there is no doubt that inconsistency in the writing and reading of Chinese names of people and places in Chinese characters has been regarded as a problem. This pertains to the fact that, even though certain norms have been established, a degree of freedom is allowed to “respect customary practice,” and the use of multiple names for the same point or person is tolerated. As a member of the International Student Affairs Office at a university, I have seen the names of many international students and their hometowns. Not only are there various ways of reading their names, but there are also extremely inconsistent spellings. In this paper, I will discuss the current situation and raise some issues.

Keyword *Kanji Sound, How to read person's name, Chinese family name, International Unified Spelling*

キーワード：日本語漢字音、人名読み方、中国人姓名、国際統一表記

1. まえがき

中国の人名の日本語表記と読み方については、地名などとともにこれまでも様々な議論がある。ここ数年では、NHK では報道用語に関して「中国の地名・人名についての再確認」¹として議論と提起があり、別に平凡社からは中国語語音表記のための「中国語音節表記ガイドライン」が公表されている²。さらに日本学術会議からはとくに地名に関して「地名標準化の現状と課題」³が報告され、中国の人名地名に関して今日においてもなお議論があることが分かる。この問題に関わる研究論文も少なからずあり、人名に関しては森田浩一「グローバル化のもとで 中国人の名を日本語でどう呼ぶべきか」や⁴、小峰克之「名前の回生 —漢字圏固有名詞の原語読みについて—」などでは、グローバル化を意識しつつ自国読みが国際的な慣例となりつつあることが論じられ⁵、地名に関しては学校教育用語の

¹ 放送用語委員会（東京）『放送研究と調査』2008年3月

(<https://www.nhk.or.jp/bunken/summary/kotoba/yougo/pdf/037.pdf>)

² 中国語音節表記ガイドライン [平凡社版] (2011年8月1日公開) (heibonsha.co.jp)。なお、本ガイドラインは池田巧氏監修のもと作成されたものである。

³ 令和元年（2019年）9月20日日本学術会議 地球惑星科学委員会 IGU 分科会 地域研究委員会地域情報分科会

⁴ 『甲南女子大学研究紀要』第53号、文学・文化編、2017年3月、59-67頁

⁵ 『日本研究センター教育研究年報』第5号、2016年9月、5-6頁

角度からは『中国地名カタカナ表記の研究』という教育現場での実態とその原因が整理されている⁶。それらの議論より見て、これまでに中国の漢字表記の人名と地名の表記や読み方の不統一が問題視されてきたことは間違いがない。こうしたことは、一定の規範が定められているにもかかわらず、「慣用を尊重すること」として自由度が認められており、同一地点や同一人であっても複数の呼び名が使用されることが容認されていることによるものようである。

例えば人名の場合、「王」姓を「オウ」と読みまた中国語音で「ワン」と呼ぶのはよく知られているであろう。しかし、同様に考えた場合「趙」は「チョウ」、「孫」は「ソン」とは読むが、現代中国語音を仮名に移した「ジャオ」、「スン」の呼び名では一般化されているとは言えないのではないか。つまり、日本語の中で日本語漢字音では対応できているが、日本語の中で中国語音の一般化は追い付いていないという現状がある。さらに言えば、姓よりも名の方がより多様なのは言うまでもなく、基準が明確でなければ「自由奔放な」読み方が登場する可能性がある。近年、渡日する中国人留学生が増加している中で、姓を漢字音読み、名を現代中国語音読みとするものなども見受けられ、不統一さから違和感を覚える場合も少なくはない。

また、地名の場合、「北京」をそのまま漢字表記で表し「ペキン」と読む場合や、あるいはそのままカタカナ表記で「ペキン」と表記する場合などがある。「西安」では、そのまま漢字で表記し「セイアン」と呼ぶこともあれば、「シーアン」と読む場合、さらに漢字を使わず直接カタカナ表記で「シーアン」と書く場合もある。また、地名の読み方では、さらに複雑化させている方言の問題も忘れることができない。さきの「ペキン」は広東語圏など南方方言の影響を受けた読み方で、「香港」を「ホンコン」と読むのと同じである。ちなみに「ペキン」を中国語標準音からカタカナに転記した場合「ベイジン」とするのが近いであろうが、日本国内でこのように呼ぶものは少ないであろう。実のところ、こうしたことはいわゆる今日的な「グローバル化、英語化による国際的慣例に基づく規範」と、「古来引き継がれる漢字文化圏の影響による日本語の慣習」という規範が併存し、さらには日本表記において古来慣用用法を重んじてきたことが複雑に絡み合って生じたものである。

筆者もまた、大学の留学生担当の一員として多くの留学生の名前や出身地名に触れてきたが、その名称には様々な読み方が見られるばかりではなく、極めて不統一な表記も見られている。本稿では、その現状の実態把握とともに若干の問題提起を行っておきたいと思う次第である。

⁶ 明木茂夫『中国地名カタカナ表記の研究』、中京大学文化学科研究所、2014年。本書は明木氏によって2003年以降に公開された論文等を整理公開されたものとされる。

2. これまでの議論（1）

こうした議論は、外交、教育、報道にも関わることであり、これまで国語審議会や報道機関などによって行われてきたものも多い。こうした議論の流れを文化庁では『国語施策沿革資料6（昭和60年3月1日）』の「外来語資料集（諸案集成その1）」⁷、『国語施策沿革資料7』（昭和61年3月1日）「外来語資料集」「諸案集成その2」としまとめてくれており、閲覧するのはとても便利である⁸。それ以前に文部省『地名の呼び方と書き方（『社会科手引書』昭和33年）』（1958年3月）でも、〔付録1〕として昭和33年までの同様の状況がまとめられているが、上記「外来語資料集」では、そのうちの多くの部分を内容まで閲覧できる形で整理されており便利である。ただ、『地名の呼び方と書き方』では報道関係の資料に至るまで紹介されている部分があるので、ここにその〔付録1〕を紹介しておく。

〔付録1〕

地名の書き方に関する資料

1 外国地名及人名取調

官報第5811号附録、明治35年11月15日。明治35年12月16日付官報と明治36年12月26日付官報に増補訂正あり。（本書付録5参照）

2 外国語の写し方 仮名遣改定案補則

官報第4113号附録、雑報146。大正15年5月12日、臨時国語調査会。

3 外国の地名・人名の書き方（案）

昭和21年3月 文部省教科書局調査課国語調査室
（本書付録3参照）

4 中国地名・人名の書き方の表

昭和24年3月 国語審議会建議（本書付録4参照）

5 関係諸官庁および付属機関における取扱

○国名表 外務省条約局

○主要自然地域名称図 昭和29年、建設省地理調査所

○日本沿岸地名表 1948年、海上保安庁水路部

6 当用漢字表・現代かなづかいなどの一連の国語政策との関係

○当用漢字表 使用上の注意事項

○文部省刊行物表記の基準 昭和25年9月（のちに、「国語の書き表わし方」となる。）

○公用文作成の要領 昭和27年4月4日

内閣閣甲第16号依命通知（本書付録2参照）

○外来語の表記 昭和29年3月、第20回国語審議会総会における術語表記合同部会の報告 文部省国語シリーズ27「外来語の表記一資料集」として刊行。

○町村合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について、昭和28年10月8日、国語審議会建議

⁷文化庁ホームページ https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/sisaku/enkaku/enkaku6.html

⁸文化庁ホームページ https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/sisaku/enkaku/enkaku7.html

○国語審議会から学術用語分科審議会あての回答

昭和27年12月18日

○「学術用語集」 まえがき 昭和30年11月

7 新聞・放送関係

○外国地名発音辞典 昭和31年3月、日本放送協会放送文化研究所

○外国地名の書き方一覧表 昭和32年2月1日実施、日本新聞協会

○補正外国地名の書き方一覧表 昭和32年5月1日実施、日本新聞協会

○樺太（サハリン州）の地名表記法

内外新聞資料C12、昭和32年8月12日号、日本新聞協会

その他

○諸辞典類

○国号「日本」の読み方について 「国語問題問答」 第六集（国語シリーズ37）、昭和33年3月、文部省（光風出版）

こうした議論の中で、近代以降の初めの資料として紹介されているのがこの冒頭に紹介される明治35年の「外国地名及人名取調」（官報第5811号附録）とされる⁹。先の文化庁「国語施策沿革資料6」も同様である。以下に、少し長くはなるが明治35年以降の議論について簡単にその流れを見てみたい。

まず、明治35年の「外国地名及人名取調」には、中国の地名・人名に関して以下のよう調査方針が記されている。

一支那本部及朝鮮ノ地名及人名ハ旧来ノ字音ニ拠ル

但シ開港場及其他人口ニ膾炙セル名称ハ此限りニアラズ

……

一支那ノ古書ニ確實ノ出典アルモノハ訳字ノ精密ナルモノ艱澁ナルモノ

雅健ナルモノヲ選ミ参照トシテ括弧ヲ画シテ之ヲ付記ス

……

「地名及人名は旧来の字音に拠る」を原則としている。「旧来の字音」というのは、日本の字音とすれば呉音、漢音などに基づくものであろう。その上で「ただし開港場及びその他人口に膾炙せる名称はこの限りにあらず」とし、例として地名では「Amoy アモイ〔厦門〕」、「Kaulung カウルン〔九竜〕」、「Tsingtau チンタウ〔青島〕」などを挙げている。また「支那の古書に確實の出典あるものは……参照として括弧を画して之を付記す」としているのは人名では「Kuma^ˆra^ˆji^ˆba クマーラジーバ〔鳩摩羅什〕」などが例にあるのがそれにあたるのだろう。つまり、明治35年には中国の地名、人名は原則として日本漢字音で読むことになっていたと理解してよい。そのような方針であるためか、次の資料の『外国

⁹ 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/760999> を参照。

語の写し方 仮名遣改定案補則』(大正 15 年、臨時国語調査会)では¹⁰、外来語のカタカナ表記を改めるものではあるが、中国の人名・地名は例にも挙げられていない。

その流れで言えば、次に紹介される資料『外国の地名・人名の書き方』(文部省 昭和 21 年 3 月)は従来の意見と変わらぬものである。これは同資料冒頭にも「文部省では編修又は作成する教科書や文書などの国語の表記を統一し、その基準を示すために教科書局調査課国語調査会が編集した 4 編の資料の一つである。」と記しているように、戦後の新たな教材作成の基準を定めたものといえるものである。ここでは「外国の地名・人名の書き方に関する方針」として以下のようにある。

- 一、外国の地名・人名(中華民国の地名・人名は除く)は、原則として片かなを用ひて書き、別表「外国の地名・人名を書くときに用ひるかな並びに符号の表」の範囲内で書く。
- 二、外国の地名・人名は、なるべくその国の称え方によって書く。
- 三、外国の地名・人名は、慣用の固定したものは、それに従って書く。
- 四、外国の地名・人名は、発音しやすいやうに書く。

つまり、「中華民国の地名・人名は除く」(1949 年は中華人民共和国成立前のことである)とあり、中国の地名・人名は旧来通りの日本漢字音を充てること、としていることになる。

意外なことは、その国語審議会『中国地名・人名の書き方の表(建議)』(昭和 24 年 7 月)である¹¹。『外来語資料集(諸案集成その 2)』の解説には「中国の地名・人名を仮名で書く場合の書き方を定めたもので、昭和 24 年 7 月 30 日国語審議会(総会)で議決、文部大臣に建議されたものである。『現代の中国標準音』により、388 の音節をウェード式ローマ字で配列し、それに対応する片仮名及び漢字を示している。なお、大文字で示されているローマ字つづりは、…『国語羅馬字』式によるものである。」とされる。その建議の趣旨は以下のとおりである。

文部大臣 高瀬荘太郎殿
国語審議会会長 安藤正次
建 議
中国の地名・人名の書き方に関して、別冊「中国地名・人名の書き方の表」の通りに議決いたしました。ついては、この書き方の普及に関して最善の努力をされ、できる限りすみやかに実施されることを希望いたします。

¹⁰ 前掲『外来語資料集(諸案集成その 1)』06_127.pdf(bunka.go.jp)

¹¹ 国語審議会『中国地名・人名の書き方の表』(1949 年)

https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kakuki/syusen/tosin06/index.html

〔別冊〕

中国地名・人名の書き方の表

中国の地名・人名の書き方に関する方針

- 1 中国の地名・人名は、かな書きにする。
- 2 中国の地名・人名のかな書きは、原則として現代の中国標準音による。

ま え が き

- 1 この表は、中国の地名・人名をかな書きにする場合に用いる中国標準音の書き方を示したものである。
- 2 四声の区別、語頭における有気・無気の区別、語尾における n と ng との区別などは書き分けない。ただし、必要な場合には、清音・濁音のかなをもって有気・無気の区別を書き分けてさしつかえない。
- 3 次の地名は、とくに国際的慣用の呼び方による。

アモイ (厦門)	スワトウ (汕頭)
カオルン (九龍)	ナンキン (南京)
カントン (広東)〔市〕	ホンコン (香港)
シュンシー (陝西)〔省〕	マカオ (澳門)
- 4 この表は、主として民国以後のものに適用する。
- 5 この表の実施にあたっては、当分の間、漢字をあわせ示してもさしつかえない。
- 6 満州・もうこ (蒙古)、その他、辺境地域の原語名に漢字をあてたものについては、別に定める。

おそらくはこうした意見をもとに、地名表記の変更がすすめられるようになったのであろう。文部省『地名の呼び方と書き方 (《社会科手引書》昭和33年)』の「第3.中国・朝鮮ならびに樺太および千島の地名」として、以下のような原則を挙げている。

第3 中国・朝鮮ならびに樺太および千島の地名

原則

- 1 中国 (チュンクオ)・朝鮮の地名の呼び方は、原則として、それぞれの標準音による。
- 2 樺太および千島の地名の呼び方は、原則として、慣用の呼び方による。ただし、必要に応じて現地の呼び方を付記してもよい。
- 3 中国・朝鮮ならびに樺太および千島の地名は、かたかなで書く。ただし、慣用として広く使用されているもの、その他必要のあるものについては、漢字を付記する。

ここでは、中国の地名に関して、原則として「1. 中国 (チュンクオ)・朝鮮の地名の呼び方は、原則として、それぞれの標準音による。」「3.中国・朝鮮ならびに樺太および千島の地名は、かたかなで書く。ただし、慣用として広く使用されているもの、その他必要のあるものについては、漢字を付記する。」として、後ろの細則に部分に例として、「1.中国の辺境のあて字による地名は、カタカナで書き、漢字を付記しない。例 チベット (×西藏、×吐蕃、×拓跋、×土伯特) ……」としているのである。以降の地名表記についての「混乱」については前掲赤木茂夫『中国地名カタカナ表記の研究』に詳しい。文部省『地

名の呼び方と書き方〈社会科手びき書〉』（1959年）の「中国・朝鮮の地名は、現代の中国標準音でかな書きにする。」や、教科書研究センター『新 地名表記の手引き』（1994年）の「外国の地名は、なるべくその国・地域なりの呼び方によって書く。」「中国・朝鮮の地名は片仮名で書く。ただし、慣用として広く使用されているもの、その他必要のあるものについては、漢字を付記する。」など、この流れが続くことになる¹²。

ただ、人名に関しては、こうした意見が強く及ぶことはなかったようである。今日の、文部科学省「義務教育諸学校教科用図書検定基準 別表」¹³でも以下のように規定されている。

- (1) 我が国の地名の表記は、法令などの官報に記載されたものによるが、不備のものについては、建設省国土地理院発行地形図及び海上保安庁水路部発行海図に記載されたものによること。
- (2) 外国の国名の表記は、原則として外務省編集協力「世界の国一覧表」¹⁴によること。
- (3) 外国の地名及び人名の表記については、慣用を尊重すること。
- (4) 人名のうち、通常、漢字で表記されるものについては、常用漢字の範囲内に限定しないでそのまま表記すること。ただし、児童又は生徒の発達段階からみて無理があると認められる場合には、仮名書きにすることができること。

こうした中で、「(4) 人名のうち、通常、漢字で表記されるものについては、常用漢字の範囲内に限定しないでそのまま表記すること。」のように、少なくとも漢字表記は今日でも維持されていると言える。

ただ、その読み方についてはこの間にも様々な意見がある。

小峰克之「名前の回生 ―漢字圏固有名詞の原語読みについて―」では「同一文字圏内では外国の固有名詞であっても自国語読みするのが国際的な慣行である」ことを指摘しつつ、以下のように言う¹⁵。

アメリカ・カナダ大学連合日本研究センターは米国に本拠を置く教育機関であるので、学生の名前の表記も欧米流にラテン文字を用いている。漢字圏出身者も若干いるがその者たちも欧米の大学を經由して来るので、ラテン文字表記について不満を漏らすということはない。そして、それをカタカナへと転写する際の音は学生本人に任されている。例えば漢字圏出身者で姓が「Sheng」の場合、それを母語に近い「シェン」と転写する者もいれば、英語圏での発音を反映させて「シェング」とする者もあり、その点は本人の意志が尊重される。アルファベットの綴りから元の漢字をある程度は推定できるが、それに

¹² 以上、中国の地名とその名称に関しては、文化庁ホームページのほか、株式会社帝国書院ホームページ：「中国の地名をカタカナ表記にしているのはなぜですか。」<https://www.teikokushoin.co.jp/faq/detail/127/>をもとに確認した部分もある。

¹³ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/910601f.htm

¹⁴ 著者注、外務省「世界の国および地域一覧表」

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1974_2/s49-fuhyou-1.htm)

¹⁵ 前掲『日本研究センター教育研究年報』、5-6頁

よって日本漢字音を学生に押し付けるようなことはない。

また、森田浩一「グローバル化のもとで中国人の名を日本語でどう呼ぶべきか」では、日本語の中には漢字圏という古来の地域共通文字とその読み方という規範と、英語を中心とする今日的な「グローバリゼーション」の2つの規範が共存していることが日本語において中国の地名・人名の呼び方の多様性を生んでいることを指摘しつつ、以下のようにまとめている¹⁶。

東アジアには、漢字という文字によって、漢字圏という時空を超えたグローバルな世界が存在してきた。中国の人名・地名は、この漢字圏においては、それぞれの地域の、その時代の漢字音で発音されればそれでよい。そうであってこそ、古代から続く漢字圏が内包する文化を共有でき、恩恵を受けることができる。一方で、現在進行するグローバル化がある。その主要言語である英語は、中国の人名・地名をそれなりに現地音に近い音で表そうとするが、それはあくまで英語風にであって、中国音ではない。日本語話者が英語を学ぶ際には、英語で発音されるフランス人名を英語として学ばねばならないのと同様に、中国の人名・地名もその綴りと発音を学んでゆくより他はない。

こと人名に関しては、実際に「グローバル化時代」とも呼ばれ人の動きが活発になり、出入国管理などそれを大量に管理する必要が生じている今日において、例えば自国パスポートの記載と、日本での名称が異なるというのは出入国管理の上で不便なばかりか、二重国籍などに悪用される可能性も排除できない。そのような点からか、今日の出入国管理では、自国パスポートのアルファベット表記が基準になっているのであろう（日本工業規格に定める一定範囲の漢字や法務省告示別表第一に定められる文字の範囲内で「漢字による表記を希望される場合には、アルファベットに合わせて漢字により表記をする」ことができるとしている）¹⁷。また研究者などの場合、日本語論文と英語論文で著者名の表記が異なるなどの不便が生じる可能性もある。理屈から言えば、やはり自国のローマ字表記、あるいはそれに基づく呼び名が合理的であると言えそうである。

3. これまでの議論（2）

しかし、問題はことのほか複雑である。漢字文化圏の中で漢字表記を中心とした国際交流経験の長い日本では、今日の日本語表記の中に漢字を多く残している。かつては様々な異なる言語系に属しながらも、東アジア社会では漢文という共通の書き言葉により交流を行ってきたという経緯があり、それを今日にまで色濃く残す日本では、適切に漢字、漢文を学ぶことにより膨大な中国の情報を容易に入手できるという利点がある。それは中国にお

¹⁶ 前掲『甲南女子大学研究紀要』、65頁

¹⁷ 法務省入国管理局「在留カード及び特別永住者証明書の氏名表記について」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001749.pdf>

いても同じことで、日本で生み出された膨大な漢字による術語が中国語内で利用されている実態もある。日本と中国の情報交流は、必ずしも話し言葉としての言語を通じてのみ行われてきたものではないのである。また、漢字には重層的に意味が込められており、漢字表記により得られる情報量は仮名表記の比ではない。この漢字という表記を使用した日中の情報共有は今日においてもなお行われているが、それらの読み方は必ずしも一致していないのである。地名でも「湖南」「湖北」と言えば洞庭湖の南北を表すことが分かり、「河南」「河北」と言えば黄河の南北を表すことになる。人名では漢字で表されることにより、同姓か否かを知るばかりではなく、親子関係や姻戚関係を推測することができる場合もある。出身地や血縁を把握することも中国社会との交流の上では重要なことである。例えばかな表記にした場合「王」「汪」「万」は「ワン」となり「陳」「程」は「チェン」、「李」「黎」は「リー」と同じとなる。中国語では漢字音を声調も駆使して 1400 種以上使い分けされているのに対し、日本語では声調を表すことができず、先の国語審議会の建議でもカタカナを駆使した 388 音節、古来の漢字音仮名表記では呉音漢音合わせても 250 種程度しかないことからわかるように、日本語音で書き分けるのはもともと困難なのである。

また、複雑なのは地名の場合、漢字表記と仮名表記が混用されている場合である。すべてを仮名表記にするとすると、歴史的人物も含めてということになるのであろうか。漢字表記に現代音に合わせた仮名のルビをつけることには反対しないが、もしルビがなければ、中国語を介さない一般の日本人には読むことも難しくなるのではないか。

こうした一般の日本語話者を考慮してか、前述 NHK「中国の地名・人名についての再確認」では以下のように整理している。

NHK では、昭和 28 年 10 月から現在にいたるまで、中国の地名・人名の表記と読みは次のような原則で運用している。中国の地名・人名は、原則として、漢字で表記し、日本語読みとする。ただし、ハルビンなどカタカナ表記が定着しているものはカタカナ表記とし、上海(シャンハイ)、青島(チンタオ)など原音読みが定着しているものは、原音読みとする。また、漢字は、中国で使われている「簡体字」ではなく、日本で通用している漢字を使うことにしている。たとえば、「しんよう」は、中国では簡体字で「沈阳」と書くが、NHK の放送では「瀋陽」と書く。また、常用漢字表にある漢字はその放送用語委員会(東京)中国の地名・人名についての再確認 字体に合わせ、表外字は康熙字典体を用いる。たとえば、「黒龍江省/黒竜江省」は、「竜」が常用漢字表の字体であるため、「黒竜江省」とする。これらの原則は、NHK だけでなく、共同通信社、時事通信社などの通信社や毎日新聞、読売新聞などでも同様に使われている(朝日新聞のみ漢字表記で原音読みをカタカナルビで示す)。

上記に「共同通信社、時事通信社などの通信社や毎日新聞、読売新聞などでも同様」とあるように、ほとんどの報道機関がこれに従っていることが分かる(ただ朝日新聞ではこれらと違い「原音読み」カタカナルビとしているという。また、先にあげた平凡社の「中国語音節表記ガイドライン」もまた「原音読み」カタカナルビを今日の研究者の見解を入

れて整理したものである。ただ、ここからは、報道の社会においても統一されているわけではなく、一定の自由度が容認されていることがわかるのである)。

中国文化、漢字漢籍の影響を古くより受ける日本では、中国の地名と人名は、政治的、学術的にも古くから日本語音として使用され、日本語として定着してきたものも多くある。このNHK「中国の地名・人名についての再確認」に言う「NHKでは、昭和28年10月から現在にいたるまで、中国の地名・人名の表記と読みは……原則として、漢字で表記し、日本語読みとする」というのが今日でもなお日本語の中ではなじみ深いといえよう。

ただ、この「日本語読み」は音読みのみを指すものと理解してよいと思うが、この音読みも呉音、漢音、唐音(宋音)、慣用音などがあり、実はこれも不統一に見える場合がある。通常はすべて漢音読みで、仏教関係の一部では呉音読みをする、というのが学術的では一般であるが、ここに「仏教関係の一部」ともいうように実は明確に処理しきれない部分もある。ここには今日いわゆる慣用音と定義される音が混じる音も多く、鼻音の影響で後ろの音節が濁音、半濁音となる場合もある。若干、本論の趣旨からそれるようではあるが、漢字音に慣用例を認めてきた歴史的背景という点から、以下に若干用例を紹介しておきたい。

4. 呉音と漢音、そして中国人名の読み方

日本語漢字音とは、言うまでもなく中国から流入した音を日本語の仮名で転記したものである。その歴史は長く、中国との交流が始まって以来、社会で広く音が充てられ、日本語音化した読み方として流通していったと考えるのが良いであろう。やがて仏教や中国の学問を体系的に学ぶ必要から、政治的に統一表記に向かうという流れにむかったのである¹⁸。

『日本書紀』『持統紀』朱鳥五年(691)9月4日には続守言、薩弘恪が音博士として記述されている。これが当時の中国語の教育担当官としての音博士の名称が出現する最古の記録とされる¹⁹。

(朱鳥五年)九月己巳朔壬申、賜二音博士大唐続守言・薩弘恪、書博士百濟末土善信、銀人廿兩一。

(朱鳥五年)九月己巳朔壬申、二の音博士大唐の続守言、薩弘恪と書博士百濟の末土善信に、銀(一)人に廿兩を賜ふ。

記述は以上のみであるが、朱鳥五年にはすでに国として組織的に中国語教育がおこなわれていたことを知ることができるのである。この時代に至る653年から669年までの間、

¹⁸ 日本語の呉音と漢音の歴史について、本稿では小林明美『『呉音』と『漢音』』、『密教文化』145号、1984年、116-86頁)を参照している。

¹⁹ 『日本書紀』下、『日本古典文学体系』第68巻、1965年、511頁

五回にも及ぶ遣唐使が送り出されており、こうした中で音博士による教育が行われたのであろう。その基準音となっていたのは陸法言らの集めた『切韻』系の音韻体系だったことは疑いもない。本書は隋の開皇の初年、つまり南北朝からのつまり国の統一を間近に望み、陸法言宅に顔之推ら8名が中国語の音韻を整理したものである。以下はその序文である²⁰。

昔開皇初、有儀同劉臻等八人、同詣法言門宿。夜永酒闌、論及音韻、以今声調既自有別、諸家取舍、亦復不同。吳楚則時傷輕淺、燕趙則多傷重濁、秦隴則去声為入、梁益則平声似去。又支章移切、脂旨夷切、魚語居切、虞遇俱切、共為一韻。先蘇前切、仙相然切、尤于求切、侯胡沟切、俱論是切。欲広文路、自可清濁皆通；若賞知音、即須輕重有異。呂靜韻集、夏侯該韻略、陽休之韻略、周思言音韻、李季節音譜、杜台卿韻略等、各有乖互。江東取韻、与河北復殊。因論南北是非、古今通塞。欲更摺選精切、除削疏緩。肅顏多所決定。

昔、開皇の初に、儀同劉臻等八人有りて、同に法言の門を詣でて宿る。夜、永く酒闌にして、論音韻に及び、今の声調を以てするに既に自ら別有り、諸家舎を取りて、亦復た同じからず。吳楚なれば則ち時に傷軽く浅く、燕趙なれば則ち多く傷重く濁り、秦隴なれば則ち去声入と為し、梁益なれば則ち平声去るが似し。又た支章移切、脂旨夷切、魚語居切、虞遇俱切、共に一韻と為し、先蘇前切、仙相然切、尤于求切、侯胡沟切、俱に是を切と論ず。文の路を広げんと欲すれば、自ら清濁皆な通ず可し。若し音を知り賞すらなば、即ち須らく輕重異なる有るべし。かくて呂靜の韻集、夏侯該の韻略、陽休之の韻略、周思言の音韻、李季節の音譜、杜台卿の韻略等、各れ乖互有り。江東にて韻を取れば、河北と復た殊れり。因りて南北の是非、古今の通塞を論じ、更に精切に摺選し、疏緩を除削せんと欲す。顔を肅にして多く決定する所なり。

上に見えるように、『切韻』の音節を定めるにあたり、顔之推のような南朝の漢人がこの八人には多く含まれていたと見え、「江東にて韻を取れば、河北と復た殊れり。因りて南北の是非、古今の通塞を論じ、更に精切に摺選し、疏緩を除削せんと欲す。」と古今東西の音を加味して厳密に韻を分類していることによってもわかるように、旧音が否定されることはなく『切韻』の音体系が生み出されたと読み取ることができる。

ただし、『切韻』に記されるのは音の体系、様々な音の区分であって、その区分けの中で実際の音にずれが生じることはある。則天武后朝期前後には、南朝文人が多くを占めていた時代は過ぎ、唐の兩都において日常的に使用される基準音も安定したはずである。それにつれて漢人貴族の多くが南朝にいたころの基準音も洛陽、長安を中心とする音が中心に据えられるようになったことは疑いもない。こうした標準音の変化の中で、702年に33年ぶりとなる遣唐使が派遣され、これ以降、新たな韻の学習が求められるようになったという。

『類聚三代格』には以下のようにある²¹。

²⁰ 『校正宋本広韻』、芸文印書館、1986年、12-13頁

²¹ 『類聚三代格』、『新訂増補・国史大系』第25巻、136頁。なお『続日本紀』『国史大系』第2巻、83頁に

詔、…比者、或僧尼自出方法、妄作別音。遂使後生之徒積習成俗。不肯變正、恐濫法門、從是始乎。宜依漢沙門道榮、ちかごろ學問僧勝曉等、轉經唱禮、余音並停之。養老四年(720)十二月廿五日。

詔していはく、…比者、或ひは僧尼は自ら方法を出して、妄りに別音を作る。遂には後生之徒を使って積み習はせ俗と成す。肯て正に變へざれば、恐らくは法門を濫す。是れ従り始めよ。宜しく漢の沙門道榮、學問僧勝曉等に依り、轉經唱禮し、余の音は並びに之む停むべし。養老四年十二月廿五日。

ここでは、当時の多くの僧侶の使用する音がその時代の漢字音とは異なっており、また世の中にも影響を及ぼしているとして新たな音に改めるように命じているのである。この時、「漢の沙門道榮、學問僧勝曉等」の音として、その当時の「漢」の音を中国の基準音としてさしていることは後の漢音の名称にもつながるものとみてよいであろう。

またそこから数十年後になるが、吉備真備の帰国とともに袁晋卿が日本を訪れ、音博士に任じられた記載がある²²。

庚寅。玄蕃頭從五位上、袁晋卿賜姓清村宿祢。晋卿唐人也。天平七年随我朝使帰朝。時年十八九。学得文選爾雅音。為大学音博士。於後。歷大学頭安房守。

庚寅、玄蕃頭從五位上、袁晋卿に賜ひて清村宿祢を姓となる。晋卿は唐人なり。天平七年、我朝使に随ひて帰朝す。時に年十八九。『文選』『爾雅』音を学び得て、大学の音博士と為る。後に、大学頭、安房守を歴る。

使いとともに帰朝した18、9歳という若さの袁晋卿が、『文選』『爾雅』の当時の唐音を習得しているということから音博士に任じられたというのである。音に関しては若い母語話者を招聘して、音の教育に努めたと考えればよいであろうか。この袁晋卿に関しては空海『遍照發揮性靈集』巻第四にもみられており、ここに先にいう旧音について「三吳の訛響」とする記載がある²³。

真川等啓。……如今。故中務卿親王之文学。正六位上浄村宿禰浄豊者。故從五位上勳十一等。晋卿之第九男也。父晋卿遥慕聖風遠辞本族。誦兩京之音韻改三吳之訛響。口吐唐言發揮嬰学之耳目。遂乃。位登五品。職踐州牧。男息九人任中而生。……弘仁七年十二月廿七日。

真川等に啓す。……如今、故中務卿親王之文学、正六位上、浄村宿禰浄豊とは、故從五位上勳十一等、晋卿の第九男なり。父、晋卿は遥かに聖風を慕ひ遠く本族を辞し、兩京の音韻を誦し三吳の訛響を改む。口に唐言を吐し嬰学の耳目を發揮す。遂乃ち位は五品に登り。職は州牧に踐り、男息九人は任中にして生る。……弘仁七年十二月廿七日。

「三吳」と言えば、「吳郡」「吳興」「会稽」といった長江下流域、中国南方を指す。これが吳音の「吳」として使われる初めの例と言えるという。南朝に多くを学んだ早期の日

も類する記載あり。

²² 『続日本紀』巻第三十三「宝龜九年十二月庚寅条」、『国史大系』第2巻、446頁

²³ 空海『遍照發揮性靈集』巻第四「為藤真川浄淨豊啓〈一首〉」、『日本古典文学体系』第71巻、1965、257頁

本の漢字音を「兩京の音韻を誦し三呉の訛響を改む」のように改めた貢献者として、音博士の袁晋卿という人物がいたということとともに記憶しておきたいところである。

このように新たな唐の音を標準化するべく、桓武天皇の延暦十一年(792)閏十一月には以下のような勅がだされる²⁴。ここに初めて明確に「呉音」と「漢音」の名称が見られるようになるのだが、そのいきさつについては上に見てきたとおりである。

勅。明経之徒、不可習呉音。発声誦読、既致訛謬。熟習漢音。

勅していはく、明経の徒は、呉音を習ふ可からず。発声誦読、既に訛謬を致すものは、漢音を熟習せよ。

さて、こうして唐代の長安、洛陽の標準音がもたらされて日本でも標準化されたとみてよいわけだが、それによって実際にどのように読んだかについては、仮名による表記が登場するのを待つほかない。

そうした中で、漢音資料としてよく知られる長承本『蒙求』(1134年写)には、多くの人名の記載があり、そのうちの多くに仮名がふられているので、これにより古来の読み方を知ることができる。以下、判読可能な人名として冒頭の20項目程度を列挙しておく。

漢字表記	かな表記	今日の呉音、漢音(旧仮名遣い)
匡衡	キャウカウ	匡：呉「クウ」、漢「キャウ」 衡：呉「ギャウ」、漢「カウ」
孫敬	ソンケイ	孫：呉「ソン」、漢「ソン」 敬：呉「キャウ」、漢「ケイ」
鄧都	シツト	鄧：呉「シチ」、漢「シツ」 都：呉「ツ」、漢「ト」
寧成	ネイセイ	寧：呉「ニョウ」、漢「ネイ」 成：呉「ジャウ」、漢「セイ」
周嵩	シウシウ	周：呉「シュ」、漢「シウ」 嵩：「シウ」
梁冀	リャウキ	梁：「リャウ」 冀：「キ」
郝超	チテウ	郝：「チ」 超：「テウ」
王珣	スン	珣：「シュン」

²⁴ 『日本紀略』前篇、『国史大系』第10巻、266頁

伏波	フクハ	伏：呉「ブク」、漢「フク」 波：「ハ」
博望	ハク	博：「ハク」
李陵	リリョウ	李：「リ」 陵：「リョウ」
武仲	フチウ	武：呉「ム」、漢「ブ」 仲：呉「ヂウ」、漢「チウ」
士衡	シウ	士：呉「ジ」、漢「シ」 衡：呉「ギャウ」、漢「カウ」
桓譚	クワン太ム	桓：呉「グワン」、漢「クワン」 譚：呉「ダン」、漢「タン」
王商	シャウ	商：「ショウ」
周処	シウシヨ	周：呉「シュ」、漢「シウ」 処：「シヨ」
胡広	コクワウ	胡：呉「ゴ」、漢「コ」 広：「クワウ」

表 1. 長承本『蒙求』に見られる人名と仮名表記（一部）

- (1)本表作成に当たって、呉音と漢音は呉、漢のように表記する。
- (2)長承本『蒙求』に合わせるという意味合いから便宜的に旧仮名遣いの表記を用いている。
- (3)また呉音・漢音の区別が記されない文字については呉、漢を外して表記してある。
- (4)呉音・漢音の別は、ここでは現代人名とも対照される便宜上から大修館書店『新漢語林』に拠っている。

むしろこうした資料を基に今日の漢音が定められているので当然とはいえるが、人名の呼び名はやはり古来漢音読みに統一されてきたとみてよいであろう。

なお、ここには仏教者の記載はないが、今日に残される僧侶などの慣用的な名称を呉音・漢音と照らしてみた場合、やはり多く呉音が用いられていることが分かる。ただ、漢音が混ざるもの、慣用音を使うものなど不統一な点が多くみられるといった点は、公的な統一を経た漢音読みとは異なる、宗教上の慣例に基づくものだからなのだろうか。例えば、「道安（ドウアン）」の「ドウ」は呉音、「アン」は呉音漢音同音、「慧遠（エオン）」の「エ」、「オン」はともに呉音、「鳩摩羅什」の「ク」は呉音、「マ」は呉音、「ラ」は呉音・漢音同音、「ジュウ」は呉音である。ただ、例外もある。「竺法護」の「竺」は呉音・漢音同音で「チク」或いは「トク」で、「ジク」は仏教でインドを「天竺」と称する時に使用される慣用音である。「ホウ」は呉音漢音同音、「ゴ」は呉音となる。また、原因はよくわからない

が、「玄奘 (ゲンジョウ)」の「ゲン」は呉音だが、「ジョウ」は慣用音で、呉音であれば「ゾウ」となるはずである。また「智顛 (チギ)」の「ギ」は漢音であり呉音であれば「ゲ」である (これらの仏教読みについては引き続き調査してみたい)。また浄土宗の「法照 (ホツショウ)」では「法」は本来呉音・漢音同音で「ホウ (ホフ)」であり、「ホツ」やまた「ハツ」のように読まれるのも仏教で使用される特殊な音のようである。いずれにしても呉音で統一という原則に加え、宗教上の慣習から呉音の習慣にも合わない特殊な読み方をしていることが分かる。

さいごに

総じていえば、今日のような中国人人名の読み方が複数存在していることは、漢字音が呉音、漢音、唐音 (宋音)、現代音と、時間的経緯によって日本に順に流入した漢字音が重層的に残されているものともいえる。その点からいっても、今日的には現代音を使用するのが最も合理的であるとはいえる。日本の行政機関が今日おこなっている自国パスポートに基づくアルファベット表記は、この点においても、また全世界的に通用するという点からみても最も理に適うとすることができるであろう。ただ、その場合、日本語的とはいいがたく、日本社会で定着させるためにはこれからまだ相当の時間と努力が必要であろう。ために、中間的にその現代語音に基づいて仮名表記を使用するのもよいであろうが、池田氏の監修する平凡社の「中国語音節表記ガイドライン」のように、学界の見解に基づく表記など、混乱を避けるためには一定の基準を考え広く示していく必要がある。

これに対して、平安の時代から続く漢音による表記は一千年も続く慣用的方法であって、日本語の習慣では今でも根強い。大修館『大漢和辞典』を始めとする漢和辞典の表記や、一般的な漢文教材を見てもそのことは明らかである。正式な名称は行政機関で定めているローマ字表記でよいとしても、これとは別に、あくまでも日本での通用名として日本語漢字音の名称の使用が認められることは、日本語の習慣に即したものであるといえよう。日本の言語文化の一として、日本を訪れる中国語圏の方には理解を求めべきであろう。なお、「日本の言語文化の一」として日本での通用名としての使用が認められるのであれば、やはり長承本『蒙求』等にもみられるように、今日にいわれる漢音読みがその伝統的習慣に合った方法である。後に入宋僧らによってもたらされる音も日本語の中では漢字音として使用されているが、その際にもなおすべての漢音読が置き換えられなかったことは、漢音表記がすでに定着していたことを表すものである。辞書類などを含めて慣用的な表現、例外的な表現を認めていることは事実ではありとくに仏教者には呉音を使いながら「竺法護」「玄奘」「法照」のような例外が多くみられることには注意すべきだが、少なくとも仏教者を除けば、漢音読み統一でよいのだと思う。そのうえで、人名を読む場合の特別な読

み方（元の中国語音が異なっている場合が大多数である）がある場合や、今日的にしばしば誤っていることもあり留意すべきであろう。ここにそれらを若干紹介すれば、前者では「任（ジン）」「沈（シン）」「葉（ショウ）」「馮（フウ）」、後者では「呂（リョ）」「万（バン）」などがある。実は人名の場合慣用音が含まれるなど例外はある。しかし、複雑なようではあるがいずれも漢和辞典には掲載されているので確認することをお勧めしたい。

こうした仮名を充てる上で最も避けられるべきことは、一人の名前の中に訓読みや呉音、更には現代音を織り交ぜて使用することで（伝統的、慣用的な人名では時に見られることは否定できないが）、こうしたことが日本語の習慣に合わないことは周知しておくのが良いであろう。